

# 岩手県冷凍空調設備工業会々則

## 第一章 総 則

### 第 1 条 (名 称)

本会は岩手県冷凍空調設備工業会と称する。

### 第 2 条 (事務所)

本会の主たる事務所を盛岡市又は盛岡市近郊に置く。

### 第 3 条 (目 的)

本会は会員相互扶助の精神に基づき、会員間の融和親睦を図り、関係諸官庁との親密な連絡を保ち、必要な事業を行い、業界の地位の向上を図り、もって社会公共の福祉と地球環境諸問題に寄与することを目的とする。

## 第二章 事 業

### 第 4 条 (事 業)

本会は前条の目的を達成する為次の行事を行う。

- 1) 関係法規の通達を行い、法規の遵守と意見具申を図る。
  - イ. 「高圧ガス保安法」の冷凍空調設備に係わる規定に基づき、保安意識の高揚及び保安に関する活動により災害の未然防止を図る。
  - ロ. 「フロン回収破壊法」に基づき、フロンガスを取り扱う事業者を結集し、オゾン層破壊、地球温暖化の地球環境保全のために地域のリーダーとなって環境を守る。
  - ハ. 「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業」に関する関係法令に基づき法を準拠し適正な処理をする、また再利用化、資源化を向上させ減量化に努める。
- 2) 会員の経営と技術の向上を図る。
  - イ. 情報交換を図り、経営及び技術の向上に資する。
  - ロ. 技術者・技能者の養成、資格取得に資する。
  - ハ. 経営者並びに技術者の法的資格の確立。
  - ニ. 保守管理制度の推進確立。
- 3) 冷凍空調の需要を喚起すると共に宣伝啓蒙を図る。
- 4) 関連業者との連携を図り、総合事業の推進と相互扶助の実をあげる。
- 5) 功労者推薦、表彰並びに慶弔に関する諸事項の実施。
- 6) 会員相互の連携及び親睦並びに福利厚生に関すること。
- 7) その他前各号に付帯する業務並びに目的達成に必要な事業及び業務。

## 第三章 会 員

### 第 5 条 (会員の種別)

本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える事業者とする。

- 1) 会 員 冷凍空調設備業者及びこれに関連する業者で岩手県内に事業所を有する法人又は個人事業者。
- 2) 賛助会員 フロンガスを取り扱う業者又は当会の目的に賛同し、当会の事業に協力する業者で岩手県内に事業所を有する法人又は個人事業者。

### 第 6 条 (入会及び入会金)

- 1) 入会に際し所定の手続きをなし、会員 1 名以上の推薦を得て役員会の承認後入会を認める。
- 2) 入会の際は入会金を納入する。

### 第 7 条 (退 会)

会員で退会しようとする者は、理由を付した退会届を提出し、役員会の承認を得て退会することが出来る。

### 第 8 条 (変 更)

会員は次の場合速やかに届出なければならない。

- 1) 代表者、社名、住所等の変更のあった時。
- 2) 事業の休止又は廃止をした時。

### 第 9 条 (除 名)

本会は次の事由により、役員会の議決をもって除名することが出来る。

- 1) 会員が当会の名誉を毀損し、又は本会の目的主旨に反するような行動があったとき。
- 2) 会費を 1 年以上滞納したとき。

## 第四章 役 員

### 第 10 条 (役員構成)

本会には次の役員を置く。

- ・ 理 事 長 1 名
- ・ 副 理 事 長 3 名
- ・ 理 事 若干名
- ・ 監 事 2 名

### 第 11 条 (役員任期)

- 1) 役員任期は 1 期 2 年とする。但し再任を妨げない。

- 2) 役員に欠員を生じ、補充の必要を認めた場合は、役員会に諮り総会において選出する。補充された役員の任期は前任者の任期終了までとする。
- 3) 役員は個人及び法人代表者等変更の理由から辞任するときは、役員会に諮り承認を得なければならない。

#### 第12条（役員を選出）

- 1) 役員は総会に於いて選出する。
- 2) 役員は会員の代表者とし満70歳までとする。
- 3) 理事長、副理事長は役員会において選任し、その資格は理事及び監事経験者とする。その就任には総会の承認を求める。
- 4) 必要に応じて、顧問、相談役を置くことができ、役員会の決議を経て理事長が委嘱する。但しその役職は役員とはしない。

#### 第13条（役員の職務）

- 1) 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、会務を代行する。
- 3) 役員は役員会を組織構成する。
- 4) 会務の分掌は夫々の役員が与えられた会務を分掌する。
- 5) 役員はその職務を代行させる必要のあるとき、自社の中より任命し、書式をもって届け出て、役員会の承認を得なければならない。
- 6) 監事は、随時会計及び事業の状況を調査並びに監査をし、監査内容を報告しなければならない。

#### 第14条（役員会の運営）

- 1) 役員会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2) 役員会は、過半数の出席をもって成立し、その議決は出席役員の2/3以上をもって役員会の可決議決とする。
- 3) 役員会に代理者出席を申請され必要と認めるときは、承認願いを提出し、議長の承認を得るものとする。
- 4) 役員会議事録の作成は、事務局がこれにあたるものとする。

#### 第15条（役員解任）

役員は、任期中でも本会の名誉を損傷し、又は本会の主旨に反するような行動があったときは、役員会は退任を勧告することができる。

#### 第16条（役員報酬）

役員は無報酬とする。

## 第五章 会 議

### 第17条（会 合）

本会の会合は、定時総会、臨時総会、常任理事会、役員会、委員会、支部会、青年部会とする。

### 第18条（会合の種類及び招集）

- 1) 定時総会は年一回とし、毎年事業年度経過後2ヶ月以内に理事長が招集する。
- 2) 臨時総会は必要に応じて理事長が招集して開催することができる。
- 3) 常任理事会及び役員会は必要に応じて理事長が招集する。
- 4) 委員会、支部会はそれぞれの長がこれを招集する。

### 第19条（総会に付議すべき事項）

次の事項は総会で議決する。

- 1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- 2) 予算及び決算の承認
- 3) 会則の変更及び会則で決められた事項
- 4) 解 散
- 5) その他、役員会で総会にて討議すべき必要があると認めた事項

### 第20条（総会の運営）

- 1) 総会は委任状出席を含む会員の過半数をもって成立する。
- 2) 総会の議長は出席会員の中から選出する。
- 3) 議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 4) 総会の議事録は、事務局が作成し、議長並びに議長が指名した出席会員中の2名の署名人がこれにあたるものとする。

### 第21条（役員会に付記すべき事項）

次の事項は役員会の議決とし、必要なものは別に規定化する。

- 1) 事業の執行に関する事項
- 2) 財産の管理及び資産の運営に関する事項
- 3) 総会に付議すべき事項
- 4) 職員任免に関する事項
- 5) 慶弔に関する事項
- 6) 旅費に関する事項
- 7) 表彰に関する事項
- 8) 事務局に関する事項
- 9) 委員会及び部会に関する事項
- 10) 会則、規定及び内規に関する事項
- 11) その他会務運営上重要と認めた事項

## 第六章 資産、会計及び会費

### 第22条（資産の構成）

当会の資産は次の各号により構成される。

- 1) 入会金、年会費、特別会費
- 2) 寄付金
- 3) 事業収入
- 4) 資産より生じる収入
- 5) その他の収入

### 第23条（経費の支出）

当会の経費は資産をもって支出する。

### 第24条（資産の管理）

資産の管理は理事長が管理し、その管理方法は役員会により決定する。

### 第25条（会費）

- 1) 入会金及び年会費は役員会において決定承認する。
- 2) 特別会費は、役員会にて決定し、開催日時にこれを徴収する。
- 3) 年会費は半期ごとに徴収し、前納とする。
- 4) 新入会員の年会費は入会時の当該月より前納とする。
- 5) 退会会員は、未納会費を完納すること。
- 6) 行事会費は、各委員会にて決定し、開催日時にこれを徴収する。

### 第26条（予算及び決算）

- 1) 予算は総会の議決により、決算は財産目録と共に監事の監査を経て総会の承認を求める。
- 2) 翌期の1月1日から総会終了の日までの予算の執行は、最低必要な経費予算のみの支出を、役員会で承認後執行することができる。

### 第27条（事業年度）

当会事業年度は毎年1月1日より始まり当年12月31日迄とする。

### 第28条（会費の払い戻し）

退会会員の納入した会費はいかなる場合も払い戻ししない。

## 第七章 事務局

### 第29条（事務局及び職員）

本会の事務を処理する為、事務局を置き次の職員をおくことができる。

- 1) 事務担当理事 1名
- 2) 事務職員 若干名

### 第30条（事務局職員の業務）

- 1) 事務担当理事（事務局長という）及び職員は役員会に於いて選出する。事務職員は理事長の命を受けて業務に従事する。
- 2) 事務担当理事は会員以外からも選出できる。

### 第31条（事務局の人事、給与、諸経費）

事務局の構成に係る職制、人事、給与及び諸経費等は役員会の議決を経て理事長が決定する。

## 第八章 雑 則

### 第32条（会務執行細則）

理事長は役員会の決議を経て、会務執行に関し必要な細則を定めることができる。

## 付 則

### 第33条（入会金・会費）

第25条による入会金及び会費は次の通りとする。

会 員 入会金及び会費は役員会の決定によるものとする。

賛助会員 入会金及び会費は役員会の決定によるものとする。

### 第34条（事務局給与及び諸経費）

第31条による事務局給与及び諸経費は次の通りとする。

人 件 費

給 与 月 額 100,000円以内

賞 与 年 額 200,000円以内

諸 経 費

家 賃 月 額 50,000円以内（消費税込み）

光熱費 月 額 5,000円以内（消費税込み）

附 則

1. 本規約は昭和54年1月1日より実施する。
  2. 昭和56年8月1日改正
  3. 昭和60年1月1日改正
  4. 昭和62年1月1日改正
  5. 平成元年1月1日改正（1月8日より元号を「平成」に改元）
  6. 平成16年3月12日、総会時第7条、第24条一部改正
  7. 平成17年2月25日、総会時全面的に見直し改正整理を行う
  8. 平成19年2月27日、総会時、第33条一部改正
  9. 平成22年2月26日、総会時、第10・第17・第33条一部改正
  10. 平成24年2月23日、定時総会時、第一章 総則 第2条を改正
  11. 平成24年2月23日 定時総会時、第五章 会議 第17条(会合)一部改正
-

## 旅 費 規 定

1. 本規定は岩手県冷凍空調設備工業会（以下本会と称す）の会員及び事務局職が本会業務で出張する場合の旅費について定める。

（1）交通費は電車運賃、特急料金又は急行料金とする。

（2）自動車の場合は前項に準ずる。

（3）その他の交通費については実情に応じて支給する。

（4）宿泊料は10,000円とする。

2. 前項によることができない場合は、理事長の指示により取り決める。

3. 出張者は帰宅後10日以内に清算書を事務局に提出し精算を受けるものとする。

### 附 則

1. 本規定は平成7年4月1日より実施する。

2. 平成17年2月25日、総会時において一部改訂する。

3. 平成19年2月27日、総会時において一部改訂する。



# 慶 弔 規 定

1. 本規定は岩手県冷凍空調設備工業会（以下本会）の会員代表者に慶弔があった場合に、次の慶弔金及び金品を支給する事が出来る。

2. 慶弔金品及び見舞金は次の通りとする。

- |         |                              |                    |
|---------|------------------------------|--------------------|
| (1) 結 婚 |                              | 10,000円            |
| (2) 死 亡 | 本人の場合                        | 弔電又は献花ならびに 10,000円 |
|         | 一親等の場合                       | 5,000円             |
| (3) 病 気 | 病気、怪我（入院も含む）にて営業不能（10日以上）の場合 | 5,000円             |
| (4) 災 害 | 家屋の全焼、全壊又は流失したとき             | 10,000円            |
|         | 家屋の半焼、半壊又は床上浸水したとき           | 5,000円             |

3. 前項によりがたい場合は、理事長の指示による。

附 則

1. 平成17年2月25日、総会時において一部改訂する。

# 事務局業務規定

## 1. 名 称

岩手県冷凍空調設備工業会事務局（以下事務局）と称する。

## 2. 議 員

事務局に事務局長及び職員若干名を置く。

## 3. 職員の選定

事務局長及び職員の選定は役員会で行い、会員に周知させる。

## 4. 業 務

事務局は理事長の指示により業務を行うが、その主たるものは、次の通りとする。

- (1) 総会及び役員会の資料作成、設営
- (2) 会運営に必要な業務
  - (ア) 関係官庁との連絡
  - (イ) 上部機関との連絡
  - (ウ) 関係資料、情報の作成、配布
  - (エ) 届出事項の代行業務（実費徴収）
  - (オ) その他の事項

## 5. 待 遇

事務局長及び職員は有給とし、その額は役員会で定める。

## 附 則

1. この規定は昭和58年1月1日から施行する。
2. 平成17年2月25日、総会時において一部改訂する。

# 部 会 規 定

1. 会則第17条に基づく部会は、この規定に定めるところによる。
2. 部会の名称及び所管事項は次の通りとする。

## 「常任理事会」

- 1) 理事長・副理事長及び各委員長にて構成する。
- 2) 役員会に上程する案件を事前に審議することを会の目的とする。

## 「支部会」

- 1) 県内を3地区（県央北・県南・沿岸）にエリア分けし、その地区の会員をもって構成する。
- 2) 支部長は自エリアの各副理事長が兼務する。
- 3) 地区の会員の掘り起こしと地区内会員台帳の整備を会の目的とする。

## 「青年部会」

- 1) 若手経営者等、次世代を担う会員相互の経営及び技術の向上を図る。
- 2) 岩手県冷凍空調設備工業会の事業活動に協力する。
- 3) 部会員は岩手県冷凍空調設備工業会の会員企業の若手経営者、若手社員とする。
- 4) 部会員の年齢は51歳までとする。

## 「総務委員会」

- 1) 会員情報の把握調査
- 2) 計画行事の企画・調整・立案・施行
- 3) 認定事業の支援
- 4) 表彰事業の支援
- 5) 広報宣伝活動
- 6) 冷媒促進センターとして機能推進
- 7) その他上記に準じる総務委員会関連事業
- 8) 後継者育成事業

## 「環境技術委員会」

- 1) 技術教育、省エネルギー等の提案研修
- 2) 冷凍空調機器施工技能士の検定支援
- 3) 安全衛生教育の実施
- 4) 地球環境保全、温暖化対策貢献支援
- 5) 高圧ガス保安法等関係法規の解説情報支援
- 6) その他上記に準じる環境技術委員会関連事業

### 「経営情報委員会」

- 1) 経営セミナーや経営情報の提案研修
- 2) ニュービジネス、新事業分野等の研修視察
- 3) イベントや省エネ施設等の研修視察
- 4) その他上記に準じる経営情報委員会関連事業

### 「事業推進委員会」

- 1) 各種資格試験、講習会の実施
- 2) その他必要事業

### 「フロン対策委員会」

- 1) 機器の貸し出し事業
  - 2) フロン回収実績調査活動
  - 3) フロン回収破壊及び再利用の促進支援
  - 4) フロン回収洗浄等実技の指導研修
  - 5) 冷媒管理センターとして機能推進
  - 6) その他上記に準じる冷媒管理センター関連事業
  - 7) 地球環境保全、温暖化対策貢献支援
3. 各部会員は理事長が役員に諮って理事及び監事並びに会員の中から選任するも各々委員を兼務することが出来る。
  4. 部会には長及び副長各1人を置く。長及び副長は理事長が役員に諮って当該委員の中から選任する。
  5. 長に事故あるとき、又は長が欠けたときは副長が部会長の職務を行う。
  6. 部会員の任期は会則第11条を準用する。
  7. 部会は各長が招集する。
  8. 部会の議事は出席委員の過半数で決し、可、否、同数のときは長の決するところによる。

### 附 則

1. この規定は昭和58年1月1日から施行する。
2. 平成16年3月12日、総会時において第2条を見直し改訂する。
4. 平成17年2月25日、総会時において一部改訂する。
5. 平成22年2月26日、総会時において一部改訂する。
6. 平成23年2月25日、総会時において一部改訂する。
7. 平成24年2月23日、総会時において一部改訂する。

# 顕彰規定

1. この規定は岩手県冷凍空調設備工業会（以下「本会」と称す）の顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。
2. 功労者に対する顕彰は、次の3種類とする。
  - (1) 顕彰状
  - (2) 表彰状
  - (3) 感謝状
3. 顕彰状は本会の会員であって次の各号に該当する者について行う。
  - (1) 叙位、叙勲、褒章を授けられた者
  - (2) 大臣より表彰された者
4. 表彰状は次の各号に該当する者について行う。
  - (1) 本会の役員、又は会員であって本会の向上発展に寄与した者。
  - (2) 本会会員の従業員であって、技術の開発、業務の改善等に功績のあった者。
  - (3) 受賞者の記念品の費用は、
    - 第1項に該当するものは岩手県冷凍空調設備工業会の負担とする。
    - 第2項に該当するものは推薦したる各事業所の負担とする。
  - (4) 永年勤続者の表彰は、第2項の中で処理するも、事業主よりの推薦によるものとする。
  - (5) 永年勤続者の表彰基準は次の通りとする。
    - イ. 勤続年数 10年以上
    - ロ. 勤続年数 20年以上 の2種類とする。
  - (6) 各事業所の本会に入会したる年月日に関係なく該当するものとする。
5. 感謝状は次の各号に該当する者について行う。
  - (1) 本会の理事長、又は副理事長であった者。
  - (2) 本会の役員、又は会員として特に本会の活動に功労のあった者。
6. 前述の規定による選考は、理事長の決定によるものとする。
7. 顕彰は、総会又は記念集会において行うものとする。
8. この規定に定めない顕彰については、役員会の決定によるものとする。

## 附 則

1. この規定は平成5年1月1日から施行する。
2. 平成17年2月25日、総会時において一部改訂する。